（情報交換の促進等）

第二十四条の二十八　国は、この章の規定により都道府県知事が行う要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（許可等に関する意見聴取）

第二十四条の二十九　都道府県知事は、第二十四条の七第一項又は第二十四条の十五第一項の許可をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由（同号ヌからヲまでに該当する事由にあつては、同号リに係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2　都道府県知事は、第二十四条の十第一項（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第二十四条の三十　警視総監又は道府県警察本部長は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十四条の三十一　都道府県知事は、第二十四条の二十九に規定するもののほか、この章の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（手数料）

第二十四条の三十二　第二十四条の十四第一項又は第二十四条の二十一第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の三十三　この章の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2　前項の規定により同項の政令で定める市の長がした処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3　第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十四条の三十四　第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第二十四条の三十五　この章の規定に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境局長に委任することができる。

（経過措置）

第二十四条の三十六　この章の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条第一項第五号中「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第六号中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同項に次の十三号を加える。

十七　第二十四条の七第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。第十九号及び第二十二号において同じ。）を業として行つた者

十八　不正の手段により第二十四条の七第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者

十九　第二十四条の八第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の事業を行つた者

二十　不正の手段により第二十四条の八第一項の変更の許可を受けた者

二十一　第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十四条の二十五第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

二十二　第二十四条の十一の規定に違反して、他人に要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を業として行わせた者

二十三　第二十四条の十四第一項の規定に違反して、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を輸出した者

二十四　第二十四条の十五第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行つた者

二十五　不正の手段により第二十四条の十五第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者

二十六　第二十四条の十六第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の事業を行つた者

二十七　不正の手段により第二十四条の十六第一項の変更の許可を受けた者

二十八　第二十四条の十八の規定に違反して、他人に要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行わせた者

二十九　第二十四条の二十一第一項の規定に違反して、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出した者

第二十五条第二項中「及び第十五号」を「、第十五号、第二十三号及び第二十九号」に改める。

第二十六条第一号中「第六条の二第七項」を「第六条の二第九項」に改め、同条第二号中「第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一号を加える。

七　第二十四条の二十四第一項若しくは第二項又は第二十四条の二十六第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十七条中「第二十五条第一項第十二号」の下に「、第二十三号又は第二十九号」を加える。

第二十九条第一号中「、同条第三項」を「若しくは第二項、同条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三号中「第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第四項若しくは第五項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第四項又は第五項」に、「又は第九条の三の三第三項」を「又は第九条の三の三第四項若しくは第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

八　第二十四条の八第四項（第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者